



議案第九十九号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求めらる。

昭和五十四年十二月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「四五〇〇〇円」を「四七九〇〇円」に、「三五〇〇〇円」を「三七二〇〇円」に、「三三〇〇〇円」を「三五〇〇〇円」に、「三〇二〇〇円」を「三二一、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭

和五十四年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、特別職の職員で常勤のものに支払われた給与は、改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。